

国際契約における英国法の選択と管轄権について
～中東から見た Brexit の前と後～

(2020年12月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Amereller が 2020 年 12 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に 掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Amereller Legal Consultants

One at Business Bay, 14th Floor, P.O. Box

97706, Business Bay, Dubai, UAE

Tel: +971 4 332 9686

HP: <https://amereller.com/office/dubai>



国際契約における英国法の選択と管轄権について

～中東から見た Brexit の前と後～

現在の英国と欧州連合 (EU) 間の、2020 年離脱協定に基づく移行期間は、2020 年 12 月 31 日に終了する。本レポートでは、Brexit がもたらす (契約における) 英国法の選択と管轄権に与える影響について、中東の視点から論じる。

準拠法の選択に即時の影響はない

中東における商業契約の多く (特に金融取引) は、英国法に準拠している。しかし、Brexit は、英国法を準拠法とする準拠法条項に対してただちに影響を与えることはない。また、英国法を選択していても、当面は Brexit の影響を受けることはほとんどないと思われる。

準拠法に関する既存の EU の規則 (ローマ I および II 規則) は、2018 年欧州連合脱退法 (EUWA) の一環として英国の法律にも組み込まれている。従って、英国裁判所は現行の制度を引き続き適用する。ローマ I 規則は、法律が EU 域内外のものであるかにかかわらず、準拠法条項に効力を与えている。

今後、Brexit が準拠法として英国法を選択する度合いにどの程度影響を与えるのか、予測することは難しい。しかし、中東から見ると、中東の銀行の多くが欧州本部をロンドンからパリ (アジアの銀行はフランクフルト) に移していることが注目され、中期的には金融取引法にも影響を及ぼす可能性がある。

管轄条項と判決の執行をめぐる互惠性の問題

管轄条項や判決の執行に関して言えば、問題はより複雑となる。これまで EU 全域で判決の執行が可能であること等を含むさまざまな理由で、(管轄裁判所として) 英国裁判所を選択することが好まれてきた。

管轄条項の効力と判決の執行は、主に EU 規則 1215/2012 と 2007 年ルガーノ条約 (欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国) で構成されるブリュッセル体制によって管轄されている。これらの規則は、EU (および EFTA) 加盟国の裁判所は、加盟国の裁判所に管轄権を与え、ほかの加盟国の判決を自動的に執行可能にする管轄条項を、支持しなければならないと規定している。

しかし、ローマ規則とは異なり、これらの規則は互惠的なものであり、そう簡単に維持できるものではない。つまり、英国は、片務的な国内法をもって、ほかの国に対して英国の判決の承認および執行について、規制することができない。

一方で、英国政府は同様の取り決めがなされるよう求めている。これらの取り決めにより、管轄条項が有効となるかもしれないが、英国と EU 加盟国間での、判決の相互承認と執行の

問題は、引き続き個別の案件ごとに検討される必要がある。

2020年2月28日、英国は移行期間終了後、独自にルガーノ条約への加盟を申請した。しかし、条約への加盟には、EU または EFTA への加盟が必要となる。後者の場合、そもそも英国が EU 脱退を選択した主な理由である"移動の自由"が含まれることになるため、英国がかかる条件を回避して加盟するには、EFTA 加盟国と EU 全体が同意しなければならないが、いまだ同意に至っておらず、この問題は現在のところ今後の交渉に委ねられている。

しかし、将来の司法協力に関する合意が得られなければ、これらの問題は、別の国際的な枠組みである「国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約 (HCCCA)」により管轄されることとなる。HCCA は EU 加盟国を中心に批准されているが、ブリュッセル体制が存在していることから、ほぼ運用されていない。当該条約により、管轄条項が有効となり、判決の執行も可能となるため、英国の判決を EU 内で執行することが可能となるが、いくつかの問題が生じる。対象が専属的合意管轄の契約に限定され、一方の当事者のみを裁判管轄に拘束する（非対称条項の）契約には及ばない。また、暫定的な保護措置や命令も一般的には含まれておらず、効果が制限されている。さらに、現在は EU 加盟国として署名しており、Brexit 後に初めて単独で当事者となる英国にとって、HCCCA が 2015 年 10 月 1 日に発効していたのか、もしくは 2021 年 1 月 1 日になって発効となるのかは不明である。EU は現在、後者を主張しており、その場合、HCCCA の規則は 2021 年 1 月 1 日以降に締結された契約にのみ適用される可能性がある。最終的には、HCCCA によりある程度の保護が提供される一方、既存の枠組みに代わるものではないことは明白である。

まとめ

中東における契約当事者にとって、Brexit は、管轄を英国の裁判所とする管轄条項や、契約の準拠法を英国法とする準拠法条項にただちに影響を与えるものではない。しかし、EU 全体における英国の判決の執行については、案件ごとに再検討する必要がある。最後に、英国の商法が今後どのように発展していくのか、また、金融取引の際に選択される管轄地として、英国が好んで選択されることが持続するのか否か、今後の動向を見守る必要がある。